

役員等報酬規程

社会福祉法人四恩会

昭和保育園

社会福祉法人四恩会 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人四恩会定款第8条および第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を目的とする。
また、役員等の旅費について必要な事項を定める。

(役員等の定義)

第2条 この規程における役員等とは、理事・監事および評議員をいう。

第2章 役員等報酬

(報酬)

第3条 役員等には原則として報酬を支給しない。

第3章 役員等旅費

(旅費)

第4条 理事会及び評議員会に出席した役員等に下記の通り、旅費を支給する。

出席者の住所	旅費額
袖ヶ浦市内	3,000円
市原市・木更津市	4,000円
千葉市	5,000円
上記以外の県内	6,000円
県外(100km以内)	7,000円
県外(100km超)	10,000円

第4章 その他

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で別に定める。

付則 この規定は、平成27年12月1日から施行する。
この規定は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日より施行する。(役員旅費規程併合)
この規定は、平成30年4月1日より改正し施行する。
この規定は、令和4年6月22日より改正し施行する。